

綾町の事業系一般廃棄物搬入手数料の徴収について

「綾町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」の一部改正にともない、平成28年7月1日から事業系一般廃棄物の搬入手数料が、下記のとおり有料となります。

記

一般廃棄物の種別	区 分	単 位	金 額
事業系一般廃棄物 (し尿及び資源ごみ を除く。)	町の指定する 施設に直接搬 入するもの	1 回	100キログラム(100キログラムに満 たないときは100キログラムとす る)ごとに324円